

## 第4 市の取組事項

---

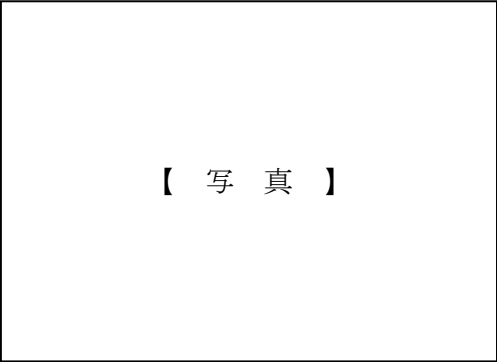
### 1 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く市民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

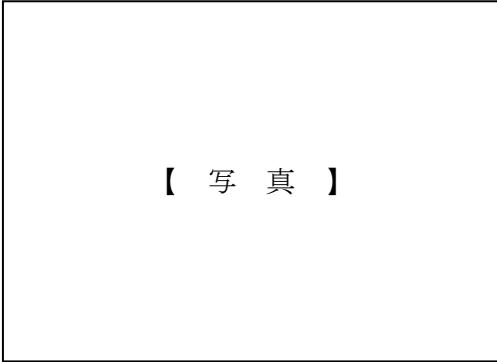
そこで、社会を明るくする運動※の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための、広報・啓発に取り組みます。

#### ○社会を明るくする運動の推進

毎年7月は、全国展開される社会を明るくする運動強調月間であり、再犯防止推進法で定める再犯防止啓発月間でもあることから、防府保護区※保護司※会を中心に、更生保護※団体や地域関係団体等が取り組まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。



【 写 真 】



【 写 真 】

#### ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

## ○人権教育・人権啓発の推進

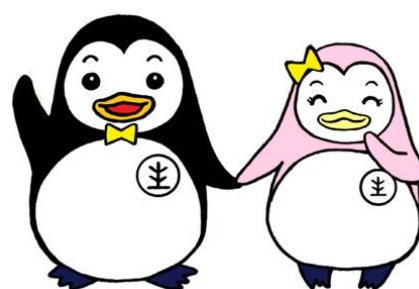
市民一人ひとりが、自分の人格が尊重され、他人の人格を尊重し、自由で平等な生活を共に送る、心豊かな地域社会の実現に向けて、人権に関する正しい理解を深め、人権尊重意識の高揚を図る取組を推進します。

## ○行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知等

行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知について、市広報やホームページへの掲載、公共施設等への掲示により、支援を必要とする相談者等へ周知を図ります。

## ○矯正展等への協力

山口刑務所では、矯正行政及び被収容者の社会復帰に対する理解と協力を得るため、毎年「矯正展」を開催されています。この「矯正展」が防府市で開催される場合の広報を行います。また、受刑者の就労意欲の向上等につなげるため、関係機関や一般企業等に対し、刑務所への作業依頼や、製品等に関する情報提供を行います。



「ホゴちゃん」と「サラちゃん」

## 2 就労・住居の確保

### (1) 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち約7割が再犯時に無職であったことからすると、生活の安定のための就労の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、各種支援制度等を活用して、犯罪をした人等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援します。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や協力雇用主について周知することを通じて、協力雇用主の確保・支援に努めます。

#### ○自立相談支援（生活困窮者自立支援制度※）

就労や住居、負債など様々な悩みを抱えた相談者に対して、専門性を有する相談員が包括的な相談支援を行い、その人に応じた自立に向けたプランを作成し、当該プランに沿って関係機関と連携して支援を行います。

#### ○障害のある人への就労支援

「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」と連携し、障害のある人が地域の中で安心して職業生活を送れるよう、就労及び社会生活上の支援を総合的に行います。

また、公共職業安定所（ハローワーク）等と連携し、障害者職業訓練校や実際の職場等で訓練を行うことで、就労に向けた支援を行います。

#### 鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール

障害者就業・生活支援センターは、障害のある人の職業の安定を図ることを目的に、就職や職場への定着が困難な障害のある人を対象に、雇用、福祉、教育等の関係機関との連携拠点として連絡調整等を積極的に行ないながら、就業やこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う施設です。都道府県知事が指定するもので、山口・防府圏域では、山口市にある「鳴滝園障害者就業・生活支援センター デパール」が指定を受けています。

## ○協力雇用主の確保・支援

山口保護観察所や防府保護区保護司会等と連携し、市内企業等における協力雇用主としての理解と協力を進め、新たな協力雇用主の確保に努めます。

また、犯罪をした人等を雇用することの意義や「防府更生保護協力雇用事業者の会」について、市広報等により周知することで、協力雇用事業者の社会的評価向上を図ります。

## ○コレワークの周知

法務省では、全国の矯正施設に収容されている者のうち、在所（院）中の就職内定の希望者をデータベース管理しており、事業主からの問い合わせに応じ、必要な情報を提供する雇用情報サービスのほか、採用手続支援、就労支援相談窓口等のサービスを全国8か所のコレワーク（矯正就労支援情報センター）で行っています。

そこで、刑務所出所者等の就労の確保に役立てるため、コレワークについて事業主等への周知を図ります。

## (2) 住居の確保

「刑務所を満期出所した人のうち約5割が適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること」、「これらの人の再犯に至るまでの期間が、帰住先が確保されている人と比較して短くなっていること」など、生活の安定のための住居の確保は、再犯防止に向けた重要な課題です。

そこで、住居の確保に関する相談窓口や各支援制度などについて、関係機関と連携し、周知に努めます。

### ○住居確保給付金の支給

離職により生活に困窮して住居を失った人や、住居を失うおそれのある人に対し、安定した就職活動ができるように、期限付きで家賃相当額を支給します。

### ○一時生活支援事業

生活に困窮している住居をもたない人に、一定期間内に限り宿泊場所や衣食の提供などを行います。

### ○市営住宅での受け入れ

市営住宅の募集情報などについて、市広報やホームページなどを活用し、情報提供を行います。

また、高齢者、障害のある人、DV※被害者、子育て世帯などで特に住宅に困窮する世帯に対し、入居における配慮を行うとともに、住宅困窮者の相談に応じています。

### ○住宅確保要配慮者※への支援

住宅確保要配慮者の住居の確保を円滑に進めるため、「新たな住宅セーフティネット制度※」の普及啓発に努めます。

### 3 保健医療・福祉的支援

#### (1) 高齢者又は障害のある人等への支援

全国の刑務所出所者のうち、出所後2年以内に刑務所に再入所する人の割合は、高齢者（65歳以上の者）が全世代の中で最も高くなっています。

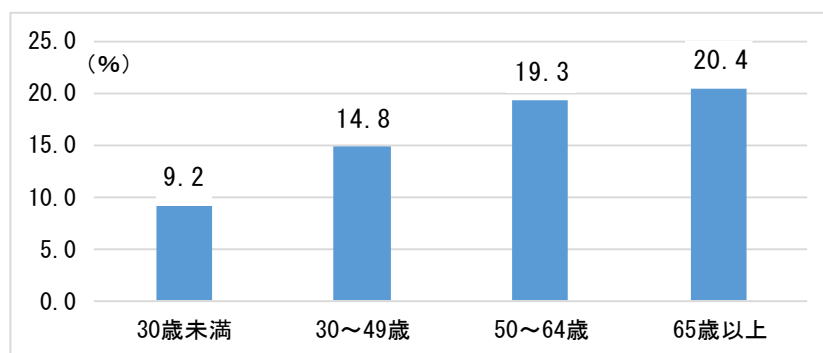
高齢者や障害のある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

そこで、関係機関が連携し、犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的支援が必要な人に対して、円滑に必要な福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

#### ○矯正施設等との連携強化

自立した社会生活を送ることが困難な人に対して、出所後速やかに福祉サービス等の提供ができるよう、山口県地域生活定着支援センター、矯正施設、保護観察所等との連携強化を図ります。

●出所受刑者の2年以内再入率（年齢層別）【平成30年】



※2年以内再入率とは、隔年の出所受刑者人員のうち、翌年の年末までに再入所した者の人員の比率をいう。年齢は、前刑出所時の年齢

～令和2年版犯罪白書より～

## ○地域における福祉的支援

防府保護司会、民生委員・児童委員※協議会、地域包括支援センター※、社会福祉協議会などとの連携を強化し、福祉的な支援が必要な人に対し、その人の状況に応じた適切な保健医療・福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

## (2) 薬物依存者等への支援

覚せい剤取締法違反による検挙者数は、全国では毎年1万人を超え、引き続き高い水準にあるほか、新たに刑務所に入所する人の約3割が覚せい剤取締法違反によるものとなっています。また、他の犯罪に比べ再犯リスクが高いことから、再犯防止に向けた取組が重要です。

そこで、学校や関係機関等と連携し、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を行います。

## ○薬物乱用防止教育

山口県薬物乱用対策推進本部と連携して、市内の小、中、高等学校等の児童生徒、学生を対象にシンナー、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ等の薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用の未然防止と若者の健全育成を図ります。

## ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

## 4 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

そこで、学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組みます。

### (1) 非行の防止

学校をはじめとした地域の関係機関や団体が連携して、児童生徒の見守りや非行の未然防止のための普及啓発活動等に取り組みます。

#### ○社会を明るくする運動の推進（再掲）

毎年7月に全国展開される社会を明るくする運動強調月間において、防府保護区保護司会や青少年健全育成市民会議を中心に更生保護団体や地域関係団体等が取り込まれる様々な活動の周知啓発等を支援します。

#### ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）

薬物乱用による弊害を市民が正しく認識し、「薬物乱用をしない、させない、許さない社会」を構築する気運の醸成を図ります。

#### ○専門家による教育相談

小中学校等にスクールカウンセラー※やスクールソーシャルワーカー※を派遣し、様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行います。

#### ○教育相談窓口

いじめ・不登校のこと、友だち・異性のこと、ひきこもり、非行等問題行動など、様々な悩みをもつ青少年とその家族のために、相談窓口を開設し、必要な支援に繋がります。



## ○地域援助の活用

山口少年鑑別所では「法務少年支援センター」として、非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識・ノウハウを活用して、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体に対する相談等の「地域援助」を行っています。

これを活用して、青少年の非行の防止等に取り組みます。

## (2) 修学支援

学校と関係機関が連携して様々な取組を活用して修学を支援します。

## ○生活困窮世帯等に対する学習支援

生活困窮世帯または生活保護受給世帯の中学校の生徒等に対して、家庭学習の補完等としての学習支援等を行います。

## ○子どもの居場所づくり

放課後児童クラブやひとり親家庭への支援を充実し、子どもの居場所づくりに取り組みます。

また、子どもや保護者と地域とのつながりを強め、厳しい環境にある家庭の孤立防止を目的とした子ども食堂（地域食堂）の普及啓発に努めます。

## 5 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活が送れるように、国や県、市が相互に連携し、さらには市と保護司会などの関係機関・地域の関係者が連携して、各種の取組を推進します。

### ○既存の会議体等とのネットワーク構築

再犯防止の視点から、更生保護団体と、行政機関や教育機関、福祉・医療機関等がもつ既存の会議体等とのネットワークの構築を図ります。

### ○保護司の人材確保

保護司会と連携した人材の発掘に取り組むとともに、人材の育成について保護司会の取組を支援します。

## 第5 計画の推進

---

### 1 計画の推進体制

本計画策定後、国や県関係機関、関係団体等で構成する「(仮称)防府市再犯防止推進協議会」を設置し、情報共有を図るとともに当面する課題への対応等、本計画に掲げる取組を推進します。

### 2 財政上の措置

本計画において施策を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めます。

また、国、県等の支援制度についても積極的に活用します。